



2026年5月25日

各 位

会 社 名 ジオリーブグループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 植木 啓之  
(コード:3157 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 経営企画部長 畠山 暁  
(TEL:03-4582-3380)

## **譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ**

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役(社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。)に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月25日開催予定の第17回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、上記に関する取締役会の決議は、取締役会の任意の諮問機関であり、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果・答申を踏まえた上で行ってまいります。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、対象取締役に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度が導入された場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受け(以下「無償交付方式」といいます。)、又は②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行又は処分を受けるもの(以下「現物出資方式」といいます。)であるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を付与することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額25百万円以内)とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき上記の無償交付方式又は現物出資方式の方法により、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年6万5000株以内(うち社外取締役分は年5000株以内)(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行わ

れた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とします。また、本制度に基づき、無償交付方式及び現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総額は、上述のとおり、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式及び現物出資方式をあわせて、年額75百万円以内(うち社外取締役分は年額6.5百万円以内)といたします(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。)

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

### 3. 当社子会社の取締役への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社子会社の取締役に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上